

- 1 個人の主体的な選択を尊重し、「**マスク着用は個人の判断**」を基本とする
⇒ 以下の点に留意する
 - ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重する
 - ・ 子どものすこやかな発育・発達の妨げにならないよう配慮する
 - ・ 感染が大きく拡大している場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかける(この場合も、子どものマスク着用については、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する)
- 2 政府が示す**感染防止対策としてマスク(不織布マスク推奨)の着用が効果的な場面にも留意**する
- 3 マスク着用が個人の判断に委ねられるようになった後も、換気の励行、ゼロ密(密閉、密集、密接の全てを避ける)、こまめな手洗い、消毒などの**基本的な感染防止対策を引き続き徹底**する

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」②

【政府が示すマスク着用が効果的な場面】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、**以下の場面では、マスクの着用を推奨**
 - ・ 医療機関への受診時 ・ 医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時などの混雑した電車やバスへの乗車時(当面の取扱い)
 - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸し切りバス等)を除く
- ✓ 感染の流行期に**重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**は、感染から身を守るための対策としてマスク着用が効果的

【学校における対応(令和5年4月1日以降)】

- ✓ **学校教育活動の実施にあたって、マスクの着用を求めない**ことを基本とする
 - ⇒ 以下の点に留意する
 - ・ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる
 - ・ 地域や学校における新型コロナや季節性インフルエンザの感染状況に応じて、学校・教員が児童生徒に対してマスク着用を促す場合も、児童生徒や保護者の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにする
- ✓ 4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの取扱いについては、県教育委員会から各県立学校等へ別途通知済み
 - ※ 通知内容は「県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて」のとおり市町村教育委員会に対しても上記の内容を通知済み

令和5年3月13日以降の「マスク着用の考え方」④

【保育所・認定こども園等における対応】

- ✓ **2歳児以上についても、マスク着用は求めない**
 - ⇒ 基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する子どもや保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保に必要な対策を講じる

【医療機関や高齢者施設等における対応】

- ✓ 高齢者等の重症化リスクの高いものが多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨**する

【事業者における対応】

- ✓ 各業界団体が見直しを行う「**業種別ガイドライン**」に基づき、**マスク着用の考え方や基本的な感染防止対策の徹底等について、現場や利用者に周知**する
- ✓ 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて

1 基本的な方針

(児童生徒及び教職員の対応)

- 卒業式については、教育的意義を考慮し、式典全体(入退場、式辞・祝辞、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等)を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ただし、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する際は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じる。

(保護者及び来賓の対応)

- マスクの着用を求め、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。

2 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、効果的な換気の実施や咳エチケットの推奨等、必要な感染症対策を講じる。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情によってマスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によって着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないよう十分留意するとともに、児童生徒間でマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように適切に指導する。

以上

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

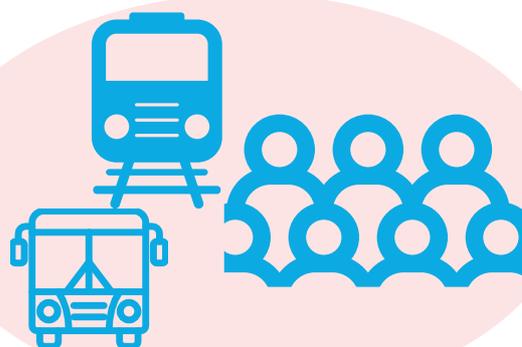
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



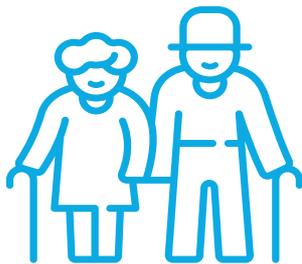
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

新規陽性者数は、全国的に減少傾向が続いていますが、依然として高い水準にありますので、気を緩めずに感染防止対策を継続していく必要があります。

つきましては、県民の皆様及び事業者の皆様におかれましては、引き続き、以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。

1 感染防止対策の徹底等について

- ・ マスクの着用は個人の判断を基本としつつ、政府が示す感染防止対策として着用が効果的な場面等に留意してご対応ください。
- ・ また、個人の判断が基本となった後も、引き続き、換気の励行、ゼロ密（密閉、密集、密接の全てを避ける）、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 特に換気が不十分になると、クラスター発生の要因となるエアロゾル感染のリスクが高まりますので、効果的な換気の徹底をお願いします。
- ・ 子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践してください。
- ・ オミクロン株対応ワクチンの接種は、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果と、持続期間が短い可能性はあるものの、感染・発症予防効果が期待されることから、前回接種から3か月以上経過した皆様は、早めの接種をお願いします。
- ・ また、小児（5歳以上11歳以下）、乳幼児（6か月以上4歳以下）ワクチンの接種について、お子様を持つ保護者におかれましては、接種の効果と副反応のリスクの双方について十分ご検討いただいた上で、ご判断ください。
- ・ 県内の薬局やドラッグストア等において無料でPCR検査・抗原検査を受けることができますので、無症状でも少しでも感染に対する不安を感じたら、積極的に無料のPCR検査・抗原検査を活用してください。
- ・ 発熱等の体調不良時に備えて、厚生労働省が承認した「医療用」もしくは「一般用」の検査キットや解熱鎮痛薬等、食料や生活必需品などをあらかじめ購入しておくことをお勧めします。
- ・ 自己検査で陽性だった場合、重症化リスクの低い方は、陽性者健康フォローアップセンターに登録し、自宅での療養をお願いします。
- ・ また、体調悪化等により医療機関を受診する場合は、できるだけ平日の日中に受診するようご協力をお願いします。

2 企業活動等における感染防止対策等について

- ・ 従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。
- ・ テレワーク、時差出勤、オンラインの活用等により、出勤者数の削減

など、人との接触を低減する取組みを進めてください。

- ・ 従業員に感染者や濃厚接触者が多数発生した場合に備え、自社等のBCP(事業継続計画)の作成・点検を進めてください。
- ・ 体調が優れない方や、妊婦、子どもの養育等が必要な方への休暇取得やテレワーク、時差出勤などの就業上の配慮を行ってください。
- ・ 従業員の方がワクチン接種を受けやすい環境を整備してください。
- ・ 従業員の方が療養に入る際や職場に復帰する際は、証明書の提出を求めず、医療機関のPCR結果通知や診療明細書、陽性者健康フォローアップセンターの登録確認通知メールなどによる代替についてご協力をお願いします。

3 県外との往来等について

- ・ 移動する場合には、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後にPCR検査・抗原検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。
- ・ 特に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認するとともに、早期のワクチン接種をお願いします。

4 会食等について

- ・ 会食の際も、換気の励行、ゼロ密、こまめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 会食時の人数制限はありませんが、パーティションの設置や人と人との適切な距離を確保するなど、密にならないようにしてください。
- ・ 都道府県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用してください。

【会食における感染防止の取組み】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 飲酒は節度を守り、深酒などは控える・ 箸やコップは使い回さない・ 体調が悪い人は参加しない |
|---|

5 重症化リスクの高い方やワクチンを接種できない方等の感染防止について

- ・ 高齢者や基礎疾患がある重症化リスクの高い方及びそのご家族は、できるだけ感染リスクが高い行動は避けるなど感染対策を徹底してください。
- ・ 健康上の理由等でワクチンを接種できない方への感染を防ぐため、そのご家族は感染対策を徹底してください。
- ・ 高齢者や子どもへの感染を防ぐため、介護施設や保育施設、幼稚園、学校等に従事する方は、感染対策を徹底してください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

以上